

南相馬市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和6年12月25日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

公の施設	指 定 管 理 者	関係所管課
南相馬市健康福祉センター (ゆらっこ)	株東武	長寿福祉課

3 監査の範囲

令和5年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況

4 監査の着眼点

重点項目	着 眼 点
1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	(1)施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。 (2)公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (3)利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正か。
2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	(1)事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (2)個人情報の管理は適正に行われているか。 (3)事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 (4)自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。
3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	(1)利用料金等の収納は適正に行われているか。 (2)備品管理は適正に行われているか。 (3)公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 (4)他の事業との会計区分は明確になっているか。 (5)公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適正になされているか。 (6)領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所 管 課 所 関 係	(1)指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 (2)基本協定等に規定した事項は適正に行われているか。 (3)備品管理は適正に行われているか。 (4)指定管理者に対して、適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に關し報告を求め、調査し、指示を行っているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査の着眼点」を参考としました。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、所管課職員、指定管理者からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行いました。

6 監査の期間

令和6年9月26日～令和6年12月24日

7 対面監査の実施日

令和6年11月25日

8 指定管理の概要

(1) 指定管理者の名称

株式会社 東武

(2) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

(3) 令和5年度指定管理料

17,499,000円

(4) 施設概要

施設所在地 南相馬市原町区小川町668番地の1

敷地面積 3,541.71m²

建築面積 1,107.45m²

延床面積 996.53m²

施設内容 事務室・多目的ルーム・集会室・教養室・和室・トレーニング室・機能回復訓練室・健康相談室・浴室（男女）

設置目的 老人に対して各種の相談に応ずるほか、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、また、気軽に親しめる交流の場である老人福祉センターとしての機能を有するとともに、多世代による地域交流や健康増進を行える施設として、若年世代から高齢者まで幅広い世代が利用できるよう、より開かれた身近な施設となることを目的とする。

(5) 業務の範囲

① 施設の管理及び運営に関する業務

ア) 各種相談及び教養の向上等に関する業務
イ) スタッフの配置等に関すること

② 施設及び設備の維持管理に関する業務

ア) 保守管理業務に関すること
イ) 設備・備品管理業務に関すること
ウ) 清掃業務に関すること
エ) 館外の除草・植栽及び駐車場の管理業務に関すること

- ③ 施設の利用許可等に関する業務
- ④ 利用に係る料金の徴収に関する業務
- ⑤ 利用料金の減額及び免除に関する業務
- ⑥ 健康福祉センターの管理運営上市長が必要と認める業務

9 施設利用状況

(単位:人、%)

区分	計画(目標)	利用実績	前年度実績	対前年比
利用者	35,820	38,779	32,891	117.9

10 収支決算の状況（令和5年度）

(1) 指定管理委託事業分

(収入)

費目	決算額(円)
指定管理料	17,499,000
利用料金	3,922,650
合計	21,421,650

(支出)

費目	決算額(円)
人件費	9,855,071
消耗品費	910,206
燃料費	1,781,127
水道光熱費	5,446,321
修繕費	0
通信運搬費	248,606
保険料	9,570
委託料	1,674,200
使用料及び賃借料	162,800
雜費（硬貨入金手数料等）	97,150
合計	20,185,051

令和5年度 指定管理委託事業における収入支出差引額 1,236,599円…①

(2) 自主事業分

(収入)

費目	決算額(円)
講座受講料	1,933,000
イベント等参加費	177,400
物販等売上	105,460
合計	2,215,860

(支出)

費目	決算額(円)
講師謝礼金	1,901,300
材料・仕入費	23,942
車両関係費用	1,055,987
合計	2,981,229

令和5年度 自主事業における収入支出差引額 △765,369円…②

令和5年度 収入支出差引残額 (①+②) 471,230円

11 事業費の状況

過去2年間の指定管理料

(単位：円)

年 度	令和3年度	令和4年度	備 考
金 額	13,257,000	14,079,962	導入年度：令和2年度

(※令和4年度は、当初指定管理料13,743,000円に物価高騰の影響分として336,962円増額し協定変更)

12 監査の結果

下記に記載したとおり、改善及び検討を要する事項や、是正を要する事項が認められました。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるようお願いします。また、措置を講じたときは、遅滞なく報告してください。なお、軽微な改善、検討を要する事項については、口頭で指示しました。

令和5年度の利用者数は38,779人で目標者数の35,820人を上回り、また前年度利用者実績32,891人に対しては、5,888人（17.9%）増加しており、コロナ禍の影響もある中で施設の利用促進に積極的に取り組んでいる状況が伺えました。

一方で、指定管理料や施設の安全管理、保守管理業務に関して事務の誤りや遺漏がありました。利用者の安全対策を第一に、改めて所管課と指定管理者相互のコミュニケーションを図りながら必要事項を確認してください。

令和2年度に開所し温浴施設だけでなく、充実したトレーニング機器や多目的室等を複数備えた施設というメリットを大いに活かし、今後も新規利用者を獲得し市民に親しまれ、開かれた施設となるよう事業展開に努められることを期待します。

(1) 指定管理料の算定に誤りがあったもの

令和5年度の指定管理料の算定にあたっては、令和2年度及び令和3年度の実績値を参考としていますが、賃借料として計上している費用に自主事業に係る経費の一部が含まれて積算されていました。

■ 指定管理料には自主事業にかかる経費は計上しないこととなっていますが、自主事業で実施しているカラオケ貸し出しに係るカラオケ機器のリース料が賃借料に含まれて指定管理料が積算され、また指定管理料から支出されていました。

[指摘事項]

本来であれば指定管理料に含まれない経費を必要費用として算定し、また指定管理者事業報告書の収支決算書においても指定管理料から費用が支出される誤りがありました。これは自主事業経費から支出することになりますので、所管課は、適正に処理してください。

(2) 施設の安全管理について改善を求めたもの

対象施設は、気軽に親しめる交流の場である老人福祉センターとしての機能を有するとともに、若年世代から高齢者まで幅広い世代が地域交流や健康増進を行える施設として市民に利用されており、利用者の安全を確保するための万全な対応が指定管理者及び所管課に求められます。

しかし、対象施設の安全管理状況について確認したところ、以下の改善点が見受けられました。

- 当該施設は、消防法施行令別表第1に掲げる6項に該当する建物であり、消防法施行規則第3条第10項に基づき、消火及び避難訓練を年2回以上実施しなければなりませんが、避難訓練1回の実施となっていました。

[指摘事項]

指定管理者及び所管課は、災害発生時における利用者の安全を確保するため、今後は定められている消火及び避難訓練を実施し、非常時における利用者及び職員の導線等の確認に努めてください。

公の施設の管理責任は、最終的に設置者である自治体ですので、定められた実施回数を遵守すべきと考えます。

(3) 施設の保守管理業務について改善を求めたもの

指定管理者募集要項及び協定書で定める指定管理業務仕様書には、施設及び設備の維持管理に関する業務のうち点検及び検査に係る委託業務について明記がされていますが、委託業務の一部が定められたとおり行われていませんでした。

- 点検及び検査に係る委託業務のうち、屋外に設置されている健康遊具については遊具点検業務委託を実施することとされていますが、実施されていませんでした。

また、鼠・害虫駆除業務委託についても同様に実施がされていませんでした。

[指導事項]

指定管理者は、施設が安全かつ安心して利用できるよう、仕様書に定めた点検業務等を行ってください。

管理業務仕様書に定めた管理業務が正しく行われているか、所管課は適時確認し適切な指導をしてください。

(4) 自主事業の事務手続きについて改善を求めたもの

指定管理者募集要項では、指定管理者が自主事業を実施する場合は、市に自主事業計画書を提出し、事前に許可・承認を受けることになっていますが、指定管理者選定時に提出した指定申請書で自主事業計画が提示されたまま許可・承認を受けておらず、また新規事業については計画書が提出されていない状態で事業が実施していました。

- 令和5年度には自主事業が、講座・教室関係で8事業、イベント関係で8事業、販売関係として4事業が行われていますが、指定管理者と所管課間の協議において問題がなければ事業を実施する運用となっており、全ての自主事業において事前の承認がされておらず手続きの不備が見られました。

[指導事項]

自主事業のうち、特に販売関係で実施されているカラオケ貸し出しに係る収入については、指定管理事業分と自主事業分の経理区分が曖昧となっていました。

これは、指定管理者と所管課の事前協議に留まり、詳細が定まっていない状態で事業が実施されたことが要因の一つと考えられます。

所管課においては、事前の協議だけではなく、募集要項で定めたとおり、指定管理者に対し事前に市の承認を受けるよう指示するとともに、経理の区分についても整理し、適正な事務処理を行ってください。

【検討事項】

施設の利用許可及び減免に関する事務について

南相馬市老人福祉センター設置条例施行規則第7条第2項においては、利用料金の減免を受けようとする者は、南相馬市健康福祉センター利用許可申請書（様式第2号）を提出する際に、南相馬市健康福祉センター利用料金減免申請書（様式第6号）を併せて提出しなければならないこととなっていますが、提出を受けていませんでした。

利用許可申請書及び減免申請書については、記載事項が重複する箇所があることから、利用者及び事務双方の負担軽減を踏まえつつ減免申請書の提出方法について今後検討し、規則等に則った適正な取扱いに努めてください。